

変動金利定期預金＜単利型＞

平成26年1月6日現在適用中

1. 商品名	変動金利定期預金＜単利型＞												
2. ご利用いただける方	法人および個人のお客さま												
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 2年、3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができません。 												
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1円以上 1円単位												
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。												
6. 利息 (1) 適用金利	<p>預入後6か月間は預入時の金額階層別の店頭表示の金利を適用し、預入日から6か月毎に、当行が預入の際に金額階層別に提示する自由金利型定期預金（M型）6か月もの（300万円未満、300万円以上）、または大口定期6か月ものを指標金利とした金利設定方法により適用金利を変更します。</p> <p>＜金利の設定方法＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>金額階層</th> <th>2年もの</th> <th>3年もの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円未満</td> <td>スーパー定期（300万円未満） 6か月ものレート +上乗せ金利（α）</td> <td>スーパー定期（300万円未満） 6か月ものレート +上乗せ金利（β）</td> </tr> <tr> <td>300万円以上 1,000万円未満</td> <td>スーパー定期（300万円以上） 6か月ものレート +上乗せ金利（α）</td> <td>スーパー定期（300万円以上） 6か月ものレート +上乗せ金利（β）</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（α）</td> <td>大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（β）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①上乗せ金利（α、β）は預入期間中は一定であり、6か月毎の金利変動時に変更することはありません。 ②自動継続後の上乗せ金利（α、β）は、継続時点での金利となるため、継続前の上乗せ金利（α、β）と異なる場合があります。</p>	金額階層	2年もの	3年もの	300万円未満	スーパー定期（300万円未満） 6か月ものレート +上乗せ金利（ α ）	スーパー定期（300万円未満） 6か月ものレート +上乗せ金利（ β ）	300万円以上 1,000万円未満	スーパー定期（300万円以上） 6か月ものレート +上乗せ金利（ α ）	スーパー定期（300万円以上） 6か月ものレート +上乗せ金利（ β ）	1,000万円以上	大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（ α ）	大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（ β ）
金額階層	2年もの	3年もの											
300万円未満	スーパー定期（300万円未満） 6か月ものレート +上乗せ金利（ α ）	スーパー定期（300万円未満） 6か月ものレート +上乗せ金利（ β ）											
300万円以上 1,000万円未満	スーパー定期（300万円以上） 6か月ものレート +上乗せ金利（ α ）	スーパー定期（300万円以上） 6か月ものレート +上乗せ金利（ β ）											
1,000万円以上	大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（ α ）	大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（ β ）											
(2) 利払頻度	中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%、小数点第3位以下切捨て）により計算します。												
(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。												
(4) 課税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方は20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)、法人の方は総合課税（非課税法人の場合は非課税）が適用されます。 ・個人の方でマル優適格の方はマル優の取扱いができます。 												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） 												

変動金利定期預金＜単利型＞

平成26年1月6日現在適用中

9. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金の利率</p> <p>(2) 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合</p> <p>A. 2年もの</p> <p>預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50% 預入期間が1年以上 約定利率×70%</p> <p>B. 3年もの</p> <p>預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×40% 預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×50% 預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×60% 預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×70% 預入期間が2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>・小数点第3位以下は切捨てとします。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。</p> <p>・預入日から解約日の前日までの期間について、期限前解約利率によって計算した利息額から支払済の中間払利息との差額を清算します。</p>
10. その他参考となる事項	自動継続扱いでない場合の期日後利息は、解約日における普通預金金利により計算します。
11. 預金保険	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。(預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)
12. 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109</p>

金利については窓口でお問い合わせください。